

- (2) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。
- (3) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (4) 被保護者は、保護の実施機関が、第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない（法第62条第1項）。
- 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。
- (5) 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法第14条第1項）。
- (6) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準（以下「処理基準」という。）として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）が定められている。
- (7) 保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定することとされ

- (6) 審査請求人は、令和3年10月26日、処分庁に対し退院日から●●市内の宿泊施設に滞在しているとの報告を行った。
- (7) 処分庁は、法第27条第1項に基づき、審査請求人に対し、保護の実施に必要な立入調査及び所在地について報告の求めに誠実に応じるとともに、期限内に応答することを旨とする指導指示を審査請求人の滞在先宿泊施設を訪問するなどした上で、繰り返し行った。
- (8) 処分庁は、令和4年10月26日、審査請求人が「法第62条第1項の指示等に従う義務に違反した」ことを理由として、同条第3項の規定に基づき、保護の停止決定通知書を電子メールで送付するとともに審査請求人の滞在先宿泊施設へ郵送した。
- (9) 処分庁は、令和5年1月6日、審査請求人が「保護の実施に必要な立入調査ならびに保護の求め」に応じ、指導指示事項に応答したことから、令和4年12月22日から保護の停止の解除を決定した。
- (10) 処分庁は、令和5年1月11日、法第27条第1項に基づき、審査請求人に対し、「施設入所や定住地域など今後の生活基盤についての意向や計画について処分庁に報告すること」を旨とする指導指示書を電子メールで送付するとともに審査請求人の滞在先宿泊施設へ郵送したところ、審査請求人から「家探しの状況は難航中である。」旨の返信があった。
- (11) 処分庁は、令和5年3月2日、審査請求人の滞在先宿泊施設を訪問し、「審査請求人の居住地が処分庁管内にあると認めることが難しい状況にあることから、生活保護法第19条の規定により処分庁において保護を実施することが適当であるか検討を行っている」旨を伝えた。
- (12) 処分庁は、令和5年3月3日、法に基づき保護の廃止を決定し、保護廃止決定通知書を電子メールで送付するとともに審査請求人の滞在先宿泊施設へ郵送した。
- (13) 審査請求人は、山梨県知事（以下「審査庁」という。）に対し、令和

5年6月2日付けで本件処分の取消しを求める旨の本件審査請求を行った。なお、審査請求書において、●●市内の宿泊施設が居所として記載されている。

- (14) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和5年12月28日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

審査請求人が処分庁の所管区域内に居住地又は現在地を有すると認められないことを理由とする生活保護廃止処分について、違法又は不当な点はあるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 極めて唐突な保護廃止の申し渡しであり、「切れ目のない」保護を必要としている者にとって死活問題になることは必至であって、このことは、弱者の支援を担う福祉分野の行政には必須の教養であり想像力であるとする。
- (2) 2021年（令和3年）春に、審査請求人の居住アパートから収納物を審査請求人の委任がないまま担当の現業員（県職員）が引越^し的に持ち出したが、ほとんど返還されない。
- (3) 2021年（令和3年）春の入院時以降の生活保護費支給が、誤りのなき計算で漏れなく支給（振込）されているか監査書を受領していない。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、令和3年4月1日から病院に入院し、同年8月に審査請求人の居住していたアパートの家財等の処分が完了し、同月をもって家賃の支払いが終了していることから、審査請求人の居住地は少なくとも同年8月をもって処分庁所管内から消滅したものである。

また、審査請求人は、同年10月に退院した後は●●市内の宿泊施設を拠点にしていることから、処分庁管内に居住地及び現在地はなく、処分庁は法第19条第1項に規定する保護の実施機関に該当しない。

- (2) 処分庁による家財の持ち出し及び処分については、審査請求人から「〇〇〇〇〇〇のキャッシュカードと免許証以外はすべて処分していい」旨の同意を得て行ったものであり、何ら違法性はない。
- (3) 審査請求人が入院した以降の保護費支給額及び振込先を提示するが、生活保護費の支給状況について、本件処分に影響を及ぼすものではない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 令和3年10月18日に病院を退院後、令和5年3月3日まで●●市内の宿泊施設に滞在していることから、相当期間引き続き居住したと見なされ、処分庁は法第19条第1項に規定する「保護の実施機関」に処分庁は該当しないものと考えられる。
- (2) また、審査請求人は、処分庁からの面談の実施や必要な申告、指導指示に対して応じなかった。この状況は、生活保護の公正性の観点からも改めるべき状況であり、処分庁が審査請求人に対して実施した指導指示に違法性はない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和5年12月28日 審査庁から諮問書の提出
令和6年 2月 9日 第1回審議
同年 6月10日 第2回審議
同年 8月13日 第3回審議

なくとも審査請求日である令和5年6月2日までの間引き続き居住したことが認められる。

- (4) 以上のことから、処分庁は、審査請求人が処分庁の所管区域外に転出したことを認めたものであって、処理基準及び問答集に照らして、保護を廃止する旨決定したものであり、処分庁の判断に、不合理な点は認められない。
- (5) なお、審査請求人は、令和3年春に審査請求人の居住アパートから収納物を審査請求人の委任がないまま持ち出され、ほとんど返還されない旨及び入院時以降の生活保護費について漏れなく支給（振込）されているか監査書を受領していない旨主張しているが、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。
- (6) よって、処分庁の行った法に基づく審査請求人に対する生活保護廃止処分について、違法又は不当な点はない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 實川 和子

委員 吉澤 宏治